

令和5年

第2回通常総会会議録

開催日：令和5年7月26日（水）

会場：鹿児島県市町村自治会館 401号室

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

議 長
(枕崎市長)

前田祝成  印

議 員
(南九州市長)

塗木弘幸 

議 員
(三島村長)

大山辰夫 

1. 開催日時

令和5年7月26日 午後1時30分～2時43分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（4階 401号室）

3. 出席者・議長等

総会議員定数 : 46人
出席者数 : 27人（内訳：本人出席8人、代理出席19人）
議長 : 前田祝成（理事長）
議事録署名者 : 前田祝成議長（枕崎市長）、塗木弘幸議員（南九州市長）、
大山辰夫議員（三島村長）

4. 議 事

【報告事項】

- 報 告 第5号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（4回）について
" 第6号 弾力条項（令和4年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について
第7号 弾力条項（令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について
" 第8号 弾力条項（令和4年度介護保険事業関係業務特別会計）の適用について
" 第9号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について

【議決事項】

- 議 案 第22号 令和4年度事業報告の認定について
" 第23号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について
" 第24号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
" 第25号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
" 第26号 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について
" 第27号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 第28号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
" 第29号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
" 第30号 財産の処分（令和5年度）について

- 議案 第31号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正について
〃 第32号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2回）
について
〃 第33号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補
正について
〃 第34号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出
予算補正について
〃 第35号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正につ
いて
〃 第36号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補
正について
〃 第37号 役員の改選について

5. 議事の経過の要領及びその結果

（1）開 会

○東園総務課庶務係長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行を務めます総務課の東園でございます。よろしくお願いいたします。

本総会は、総会議員定数46人でございます。ただいまの出席者数につきましては27人で
ございます。

定数の2分の1以上の御出席がありましたので、本総会は成立しておりますことをここ
に御報告いたします。

なお、本日は、本会の機関誌「国保かごしま」の取材及び撮影を行いますので、御理解
と御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和5年第2回通常総会を開会いたします。

（2）理事長挨拶

○東園総務課庶務係長 初めに、開会に当たりまして、前田理事長が御挨拶申し上げます。

○前田理事長 皆さん、こんにちは。理事長の枕崎市長、前田でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

皆様方には、かねてから本会の業務運営につきまして格別な御理解と御協力を賜り、厚
く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから3年半が経過し、感染法上の
位置づけが2類から5類へと変更となったことを契機として、社会や経済活動もようやく
コロナ禍から脱する兆しを感じられるようになりました。これまでの各地域における住民

の安心・安全を守るためのワクチン接種や支援金等の取組につきましては、御苦勞されたことと存じております。県内において感染拡大が懸念されるところではありますが、本日もこうして皆様にお集まりいただいたことは大変ありがたく感じているところでございます。

さて、去る6月16日に骨太の方針2023が閣議決定されました。社会保障分野においては、経済・財政一体改革の強化推進を実現するため、1人当たり医療費の地域差半減に向けて、都道府県が地域の実情に応じて行う医療費適正化への取組、レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方箋、電子カルテ等の医療・介護全般にわたる情報の共有・交換ができる全国医療情報プラットフォームの創設などが盛り込まれています。

また、医療DXの推進に向けて、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大、正確なデータ登録の取組を進めつつ、来年秋には健康保険証を廃止することも明文化されているところです。マイナンバーカードにつきましては、これら取組の基盤になるものとしてその重要性は認識するものの、個人情報紐づけ等問題の発生や指摘が相次ぐ中、住民への具体的な対応や説明を求められる現場では、引き続き大変な御苦勞があるものと思います。

また、本会独自の負担金・手数料については、昨年、保険者の主管課長等に御意見をいただきながら見直しをさせていただきました。今後3年間御承認いただいた負担金・手数料で安定的かつ効果的な事業運営を実現してまいります。

さて、本日は、専決処分させていただいた件についての報告、令和4年度事業報告及び決算関係、令和5年度予算補正等について御説明することとしております。皆様に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

○東園総務課庶務係長 議事に入ります前に、前回の総会以降の主な出来事等について、久木田常務理事から御説明いたします。お手元の資料を御準備ください。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 皆様、お疲れさまです。

お手元の資料に基づきまして、前回2月の総会以降の連合会等を取り巻く情勢等につきまして、主な出来事を6項目ほど簡単に御説明、御報告させていただきたいと思います。

まず、1ページをお開き願いたいと思います。

国保中央会及び各連合会が運用しております基幹システムであります国保総合システムの更改に係る令和6年度国庫補助要求についての内容になっております。もう何回か状況について御報告差し上げているところでございますが、令和4年、5年にかけて、6年度稼働に向けたシステム更改に係る不足額につきまして、皆様の御協力もいただきながら国庫補助を要望し、満額が措置されたところでございます。

ただ、6年度稼働についてのシステムにおきましては、クラウドサービス向けにシステムを最適化するまでには至っていないということで、保守運営経費につきまして、これは3つ目の丸のところに記載してございますが、当面増大するというようなことが見込まれているところでございます。早期にシステムを最適化し、運用コストの縮減を図る必要があるということ。さらに4つ目の丸でございますが、システムのこの最適化に併せて、支払基金との審査領域の共同開発・共同利用による国保・被用者保険者の運用コスト負担の縮減についても取り組む必要があるというようなことでございます。そのために、システムのモダン化、新たな技術を適用したシステムの開発が必要になっているところでございます。

そういうことで、2ページ内の表のほう、下の段のほうになりますが、早期の最適化、システムのモダン化を求めていくということで、6月30日の全国の国保中央会定期総会におきまして、3ページ目に参考として掲載してございますが、決議を採択させていただきました。これを基に、11月13日に予定しております国保制度改善強化全国大会で決議をさらに加えまして、要望活動を予定されているところでございます。首長さん方には全国の大会等もあろうかと思っております。どうか時間が許すのであれば要望活動等に参加していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2項目めでございます。

4ページをお開きいただけたらと思います。

6年度の税制改正要望についてでございます。国保連合会は審査支払業務等を行っておりますが、法人税法上の課税団体という適用になっているところですが、非常に公共性の強い業務を行っているということで、審査支払業務等については、収益事業の課税対象から事業として除外してもらいたいという要望活動を従来からも行っております。これをさらに要望していきたいというようなことでございます。

それに加えて、課税対象からの除外というのが難しいということで、2番目に記載してございますが、今後の財源を確保するための取組ということで、今、現制度で国保連

合会に保有が許されているICT積立資産、これの積立上限額を拡大してほしいというようなことでの要望内容になっております。これにつきまして、6月6日の国保中央会・各国保連合会の協議で決議をさせていただいております。今後、これについて、また要望活動をしていきたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

3項目めでございます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

実費弁償による判定結果についてという表題になっております。

今、若干御説明しました、少し分かりにくいかもしれませんが、枠囲いの中を見ていただければと思います。国保連合会は法人税の課税事業所とされているということで、手数料等の収入から経費を差し引きました実費弁償の判定が黒字となる場合には、非課税を維持するために会計ごとに黒字相当額を保険者に返還するということが、これは国税局といえますか、税務署のほうから求められるというようなこととなります。黒字となった場合には、基本的には課税されることになるのですが、会計ごとに黒字相当額を返還しますよ、黒字を相殺しますよということで課税されない扱いを許されているというような制度になっているところでございます。

令和4年度におきましては、この枠囲いの下に記載してございます3つの特別会計が黒字となるということになっております。5年度に保険者様のほうから徴収する手数料、8月分、9月分を想定しておりますが、相殺することで実質的に手数料を返還するというような手続でございます。これにつきましては、関連の議案が後ほど、議案の33、35、36号で提案をされております。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

黒字になった主な要因については分析してございます。7ページに記載してございます。後期高齢のところは、連合会の全業務についてなんです、経費節減に本当に真剣に努めているところでございます。経費節減の努力があったということと、新型コロナウイルス感染者数が増加したということで、想定外に手数料が増えた部分もあります。それと、税制上の関係で積み立てられる上限額が設けられているという要因もありまして、黒字判定になったというようなこともございます。

また、介護と障害につきましては、制度の改正等もございます。対象者数ですとか処理件数が増えたということもございます。また、加えて運用の負担分が若干減少したということもありまして黒字になっております。介護と障害につきましては、一定期間対象者数の増加等も見込まれるということで、昨年度、保険者と協議をいたしまして、今年度から

適用される手数料については引下げを行ったところでもございます。そういうことで、必要な額を必要な形で御負担いただきたいということで、経費の節減も併せて運用の適正化に努めているところでございます。御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

4 項目めでございます。

8 ページを御覧いただければと思います。

令和6年度以降の負担金・手数料見直しについてでございます。

先ほど、理事長の御挨拶の中にもございましたが、連合会独自の負担金・手数料につきましては、3年ごとに見直しをお願いしたいということで、昨年見直しをさせていただきまして、今年度から新たな負担金・手数料を適用させていただいているところでございます。ただ、国保中央会がシステム関係等を含めまして様々な負担金を必要としているところでございます。中央会の負担金につきましては、2年ごとに見直しがなされているということで、昨年の見直しの時点で全てが検討できたのではなくて、今年度、中央会負担金等について要請等が行われることが予定されております。

これらの要因につきましては、全国の連合会で負担をする必要があるということもございます。連合会と中央会の中で厳しい見直し作業をするところでございますが、やむを得ない部分につきましては、今年度、中央会負担金の一定程度の分につきまして御説明させていただいた上で、本会の手数料の中で上乘せ等が必要な分、見直しが必要な分につきましては協議をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

5 項目めでございます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

物価高騰対策支援事業についてでございます。これは、4年度の末に県と鹿児島市から同様の要請があったところです。国でエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けたということで、医療機関等について、これらについての必要額の支援を行うという交付金等の制度が設けられております。それを受けた形での県の事業、また鹿児島市の事業で対象施設、本会が審査支払等で口座等を把握している対象施設等に対して、これらの交付金の支払いを行う業務を委託したいという要請があったところでございます。

先日、6月議会等で県、また鹿児島市で、同様の事業を今年度も行うということで予算が議決されたところでございます。これらの業務につきまして、本会が業務委託を受けるということで、予算補正議案が今回の議案のほうに提案されております。後ほど審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

6 項目めでございます。

11ページをお開き願いたいと思います。

前回、2月通常総会での、前回の総会以降の主な出来事等の中でも御説明差し上げましたが、国で予防接種法の改正がなされまして、予防接種の事務のデジタル化に取り組むこととされたところがございます。全国的にデジタル化に伴いまして、費用支払事務について国保連合会に対応をお願いしたいということで、システム開発等を行った上で展開したいと、令和8年度の事業開始に向けて取組を進められるというようなことでの説明がございました。

今回さらに、ここに記載してございますが、定期接種に加えまして、任意の予防接種等についても同様をお願いしたいというような追加での要請があったところがございます。全国の国保連合会の会議のところでも協議がなされまして承認をされたところがございます。8年度に向けまして準備と業務の開始について取組を進めることになっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

13ページ以降に、鹿児島県の国保医療費の状況につきまして参考資料が添付してございます。また、19ページ以降につきましては、オンラインの資格確認等のシステム稼働に伴う状況について、参考資料として資料が添付してございます。後もって御覧いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

国のほうで様々なシステムの開発ですとか、理事長の御挨拶にもありましたが、医療DX等の動きが強力に進められているところがございます。その都度、状況については御報告を申し上げ、御理解いただきながら取組を進めていきたいと思っておりますので、御理解、御協力よろしく願いいたします。

(4) 議長選任

○東園総務課庶務係長 それでは、これより議事に入らせていただきます。

総会の議長は、総会の都度、議員の中から互選することになっておりますが、どなたかお願いできますでしょうか。（「理事長をお願いします」と呼ぶ者あり）

理事長にとの声がございましたので、理事長に議長をお願いしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○東園総務課庶務係長 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、前田理事長に議長をお願いいたします。

前田理事長、議長席への御移動をお願いいたします。

[理事長前田祝成君議長席に着く]

○前田議長 ただいま議長に選任いただきましたので、議事の進行を務めさせていただきます。円滑な議事運営ができますよう、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日提案の報告事項及び議決事項については、事前に理事及び監事選出の保険者の国保主管課長で構成される幹事会で協議し、また、7月7日に開催いたしました理事会において審議しておりますことを申し添えます。

お手元の資料でございますが、総会議案、A3判の総括表及び財務諸表がございます。

本日は、報告事項5件と議決事項16件を議案書に沿って御審議いただきますが、議案の報告事項、令和4年度各会計歳入歳出決算並びに令和5年度各会計歳入歳出予算補正については、A3判の総括表で御説明申し上げ、御審議いただくという方法で議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、採決は、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議事録署名者指名

○前田議長 次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、南九州市、塗木市長さん、三島村、大山村長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

(6) 議 事

報告事項

△報告第5号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（4回）について

△報告第6号 弾力条項（令和4年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

△報告第7号 弾力条項（令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について

△報告第8号 弾力条項（令和4年度介護保険事業関係業務特別会計）の適用について

△報告第9号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正につ

いて

○前田議長 それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、報告第5号から第9号までは専決処分された予算補正と弾力条項でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、報告第5号令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（4回）についてから、第9号令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてまでを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○増崎審査管理課長 審査管理課長の増崎でございます。よろしくお願いいたします。

専決処分・弾力条項につきましては、A3判横の資料、総括表のほうで説明をさせていただきます。

報告第5号は、令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（4回）についてでございます。国民健康保険法第86号において運用する同法第25号第2項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種費の件数が減少していることなどに伴い、委託料を減額し、これに併せて予備費に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき必要な積立てを行うため、早急に所要の補正をさせていただいたもので、補正額は0円でございます。

次の報告第6号から第8号は、弾力条項の適用についてでございます。弾力条項につきましては、表の上の米印の部分を御覧ください。

連合会規約第47条の2に基づくもので、特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができるかと定めているところでございます。報告第6号から第8号の各会計においてそれぞれ適用させていただきましたので、報告するものでございます。

報告第6号は、令和4年度診療報酬審査支払特別会計（5回）業務勘定でございます。

主旨でございますが、乳幼児医療費助成事業に伴う報告事務手数料の請求額の増加により、同事業の受入金及び支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたもので、補正額は223万9,000円の増額でございます。

報告第7号は、令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計（2回）でございます。

主旨でございますが、損害保険会社等からの後期高齢者医療に係る損害賠償受入金が確定したことにより、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への損害賠償支出金に不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたもので、補正額は323万7,000円の増額でございます。

報告第8号は、令和4年度介護保険事業関係業務特別会計（3回）業務勘定でございます。

主旨でございますが、主治医意見書料の請求件数増加に伴い請求事業所への支出金に予算不足が生じたため、主治医意見書料の受入金及び同支出金について所要の補正をさせていただいたもので、補正額は35万円の増額でございます。

報告第9号は、令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

国民健康保険法の規定に基づき専決処分したので報告するものでございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種による接種期間が令和6年3月31日まで延長されたことに伴い、接種費用の請求支払事務に係る経費に不足が生じるため、早急に所要の補正をさせていただいたもので、補正額は1,963万5,000円の増額でございます。

歳入歳出の主な内容はお示しのとおりでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、報告第5号から報告第9号は、いずれも報告どおり承認することといたします。

議決事項

△議案第22号 令和4年度事業報告の認定について

○前田議長 次は、令和4年度決算関係です。

議案第22号令和4年度事業報告の認定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○川上事務局長 事務局長の川上でございます。よろしくお願いたします。

机上に配付してございます冊子のA4判横の通常総会議案を御準備いただきまして、39ページをお開きください。冊子になっている資料でございます。

議案第22号は、令和4年度事業報告の認定についてでございます。

41ページをお開きください。

令和4年度の事業につきましては、事業計画に基づき実施いたしました。

まず、総括でございますが、先ほど久木田常務理事が御説明申し上げました前回の総会以降の主な出来事等についてと重複する部分がございますが、御了承いただければと存じます。

新型コロナウイルス感染症は、4年度の末まで長期にわたって医療だけでなく社会、経済などあらゆる方面に深刻な影響を与えました。国では、コロナ禍で浮き彫りになった課題に対応するため、振興感染症の流行初期段階における医療機関の病床確保の仕組みを整備するとともに、行政、特に社会保障分野のデジタル化、さらには医療DXの取組が強力に推進されることとなりました。

国保中央会、国保連合会では、国の要請も踏まえながら審査支払機関改革の工程表に基づき、審査基準の統一やシステムのクラウドリフトなど、第1段階のシステム開発を国庫補助の確保にも努めながら取組を進めてまいりました。

なお、現在支払基金と審査領域を共同利用する第2段階のシステム開発に向けた調整を進めておりますが、この開発や最適化の取組が必要な第1段階のシステムの保守運用費の財源確保が課題となっているところでございます。

次に、事業及び決算についてでございます。

1、4年度の国保及び後期高齢者医療の診療報酬の支払額、介護保険及び障害者総合支援事業の給付費については3年度とほぼ変わりはありませんでしたが、国保及び後期高齢者医療の公費負担医療に係る診療報酬については前年度の1.2倍に増加しました。中でも新型コロナウイルス感染症に起因する公費負担医療については、前年度の3.7倍と大幅に増加しました。

2、いまだ各種イベントが中止を余儀なくされる中ではございますが、Web会議等の活用など工夫しながら、事業計画に基づき保険者へのサービスや事業内容の維持に努めたこ

とにより、おおむね目標を達成したものと考えております。

3、新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払いや物価高騰対策としての給付金の支給など、多方面からの緊急の要請や新たなニーズに対応し、これまでに培ってまいりました審査支払のスキームを生かして積極的に取り組んでまいりました。

4、歳入は新型コロナウイルス感染症が想定以上に拡大したことなどから、関連する医療費や審査支払手数料及びワクチン接種関連の手数料等が大幅に増加しました。また、歳出は国保総合システムなど金額の大きなシステム更改に要する経費節減の努力や支出時期の変更等により減少するとともに、減価償却など積立金の経費計上限度額が低下するなど税制上の要因もございまして、4年度は短期的に想定を超える黒字決算となったところでございます。

42ページをお開きください。

このため、以下の会計における黒字相当額について、5年度に保険者等から徴収する手数料と相殺することで実質的に手数料を返還することとしておりまして、対象はここにお示しの3つの特別会計でございまして、それぞれ5年度の手数料から控除するというものでございます。

次に、情報セキュリティ事件・事故についてでございます。

職員の確認不足やネットワークが重負荷となるなどに起因する事件・事故が発生しました。

1つ目は、要配慮個人情報の誤送付ということで、柔道整復施術療養費支給申請書1件を誤って他の保険者に送付したという事象でございます。

2、システムの可用性が損なわれた事象としまして5件ございました。主なものとして、医療機関等がオンラインでレセプトを請求するネットワークに負荷がかかりまして、全国的にシステムに接続しづらい事象が発生したというものでございます。

いずれも情報セキュリティ違反として取り扱ひまして、再発防止策を講じたところでございます。

次に、審査支払関係でございます。

ここからかいつまんで御説明申し上げます。

3、国が示した審査支払機能に関する改革工程表に基づき、審査支援システムによる医科の縦覧・横覧・突合点検及び歯科、調剤のコンピューターチェックを令和4年10月までに全て採用し、コンピューターチェックの全国統一に取り組ましました。

43ページを御覧ください。

5、柔道整復施術療養費、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費については、受領委任制度の下、適正な審査支払に努めました。また、柔道整復施術療養費審査委員会において、多部位・長期・頻回等の施術が多い施術機関への指示文書送付により注意を促し、改善が見られない場合は保険者が訪問調査を行えるように情報提供することについて協議の上運用を変更したところでございます。

6、介護給付費及び障害介護給付費等については、事業所からの問合せに適時対応いたしました。また、10月の介護給付費臨時報酬改定に伴いましてシステムを改修し、適正な審査支払業務に努めたところでございます。

次に、保険者支援関係でございます。

1、保険者が行うデータヘルス計画等の策定及び評価に活用できるよう、KDBシステム等の活用方法などの支援、データの評価や分析に関する保険者の事務職及び専門職のスキルアップを目的とした研修会を開催しました。また、効果的・効率的な保健事業を展開するための第三者による評価委員会を活用した支援を行いました。

5、保険税（料）収納率の向上を支援するため、収納担当課長及び担当者を対象としまして、滞納案件に関する指導・助言や保険者の事例発表などを取り入れた研修会を実施いたしました。

44ページをお開きください。

次に、その他の事業についてでございます。

1、中期経営計画にあつては、10年後の将来像を意識し、情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者業務を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織を目指しまして、本会内のワーキングチームでシステムの効率的な運用、各種業務改革に必要な人材確保の在り方などを提案することにより、計画的な事業実施となるよう取り組んだところでございます。

45ページを御覧ください。

次に、保険者協議会についてでございます。

4、特定健診及び長寿健診の受診促進を目的とした広報事業として、3か月間、県内民放4局でテレビCMを放送したところでございます。なお、こちらにつきましては、今年度も昨年度と同様、現在放送中でございます。

46ページからの実施事業につきましては、これまで御説明申し上げた事業を含めたものを掲載してございますので、後ほど詳細は御確認いただければと存じます。

78ページをお開きください。

9、予算の適正な編成及び執行についてでございます。

予算編成に当たっては、実績を基に事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直しを行い反映させました。

予算執行においては、一般競争入札を行うほか、経営資源の有効かつ効果的な活用としてICTツールのRPAを導入し、定型作業の自動化による業務改善・業務効率化を図ったところでございます。また、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

最後になりますが、79ページを御覧ください。

10、令和4年度の決算額一覧でございます。

表の一番下を御覧いただきまして、各会計の合計の歳入は6,674億4,604万6,210円、歳出は6,673億2,963万6,350円で、歳入歳出ともに対前年度比は2%の増でございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第22号は原案どおり決定することといたします。

△議案第23号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について

△議案第24号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第25号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第26号 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第27号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第28号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認

定について

△議案第29号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

○前田議長 次に、議案第23号から議案第29号の7件はそれぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思います。差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、議案第23号令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第29号令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○大村総務課長兼会計課長 総務課長兼会計課長の大村でございます。よろしく申し上げます。

令和4年度歳入歳出決算につきましては、A3判横の総括表で説明させていただきます。

お配りしておりますA3判横の、右上に2/4ページと記載の令和4年度各会計歳入歳出決算総括表でございます。準備のほうよろしくお願いいたします。

議案第23号から議案第29号まで、令和4年度の各会計歳入歳出決算を定めるものでございます。

議案第23号は一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

収入済額52億630万8,000円、支出済額51億5,090万6,000円で、歳入歳出差引残額は5,540万2,030円でございます。

議案第24号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額は13億318万9,000円、支出済額は12億9,475万8,000円、歳入歳出差引残額843万386円でございます。

議案第25号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額9億6,867万6,000円、支出済額9億5,134万円で、歳入歳出差引残額1,733万6,302円でございます。

議案第27号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

収入済額 1 億4,559万7,000円、支出済額 1 億4,559万7,000円で、歳入歳出差引残額 0 円でございます。

議案第28号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

収入済額 3 億6,958万3,000円、支出済額 3 億4,387万7,000円で、歳入歳出差引残額2,570万6,520円でございます。

議案第29号は、障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

収入済額 1 億1,904万8,000円、支出済額 1 億965万4,000円で、歳入歳出差引残額939万3,644円でございます。

収入済額合計81億1,240万1千円、支出済額合計79億9,613万2,000円で、歳入歳出差引残額合計 1 億1,626万8,882円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

主な収入及び予算額と収入額の差異の主な理由は、コロナ禍の影響による実績に伴う国庫補助の減少、物価高騰対策支援事業において、県、鹿児島市が試算した給付金の見込額より実績額が減少したことなど、ここにお示しのとおりでございます。

主な支出及び予算額と支出額の差異の主な理由は、物価高騰対策支援事業において、県、鹿児島市が試算した給付金の見込額より実績額が減少したこと、本会独自システムの仮想化基盤構築に係る費用が入札により安価となり不用となったことなど、ここにお示しのとおりでございます。

1 枚おめくりいただきまして、3 / 4 ページでございます。

次の決算総括表は支払勘定でございます。

議案第24号から議案第29号まで、各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または公費実施主体である国、県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、表の中央、議案第26号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故などの第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を保険者等に交付するものでございます。

予算額、収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額につきましてはお示しのとおりでございます。

また、各勘定の事業内容及び予算額と収入・支出の差異の理由につきましても、ここに
お示しのとおりでございます。

支払勘定の収入済額合計は6,593億3,363万5,000円、支出済額合計は6,593億3,349万5,0
00円でございます。歳入歳出差引残額14万978円は、全額翌年度に繰り越しさせていただ
くものでございます。

1 段目の国民健康保険診療報酬支払勘定の歳入歳出差引残額は翌年度に繰り越し、国庫
補助を返還するものでございます。

次に、最後のページ、別紙A 4 判縦の資料、中ほどに円グラフ入りの資料でございます。

令和4年度決算を整理したもので、令和4年度決算（一般会計・特別会計業務勘定）の
概要でございます。

診療報酬や介護報酬などを扱う各会計の支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事
業運営費の4年度決算を取りまとめたもので、決算総額から一般会計や各業務勘定の中
でも診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運
営費として26億9,814万5,000円ほどございます。実質の運営費には、人件費、システム関
連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

この約27億円の内訳の割合を円グラフでお示ししております。歳入では、保険者からの
負担金、手数料を合わせると約70%を占めております。歳出では、人件費が26.5%、シス
テム関連費が18.3%、国保中央会に支払う負担金が12.6%、残り約43%が事業に係る経費
や減価償却、積立資産などの支出等でございます。

決算の状況でございますが、令和4年度は国保被保険者数の減少に伴い、負担金は減少
傾向にありますが、手数料は新型コロナウイルス感染症による受診の影響もあり、前年度
より約1,700万円の増加となっております。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業
における請求支払事務を市町村から受託したことにより、事務費手数料として2,500万円
ほどの収入がありました。

一方、歳出におきましては、国保中央会のシステム負担金が次期国保総合システム負担
金として1億5,900万円となりましたが、これにつきましては、資産譲渡分として積み立
てていました減価償却積立資産で対応させていただいております。

また、システム関連費が前年度より約1億2,600万円増加しておりますが、これは、次
期国保総合システム更改に伴う導入経費及び外付けシステム機器更改を仮想化したことな
どによるもので、減価償却積立資産を取り崩し対応させていただいております。

令和2年度から4年度までの3年間は見直し前の手数料で事業を実施し運用いたしまし

たが、コロナ禍の影響による事業の縮小や旅費の不用で削減された経費等もあり、今年度の財政調整積立資産及びICT積立資産は前年度比25%増の積立てを行い、後期高齢者医療事業、介護保険事業及び障害者支援事業の会計ではほぼ積立て上限まで積立てを行ったところで、実費弁償判定で黒字となり、剰余分につきましては5年度の手数料から控除し返還することとしております。

また、お手元にA4判縦の、右上に参考資料とあります財務諸表をお配りしてございます。こちらは、令和4年度収支決算書についてお示ししているものでございます。各会計、単式簿記での決算について説明をしまいましたが、厚生労働省の通知により、参考資料として複式簿記での収支計算書をお配りしてあります。

また、最後のページには簡略版をお示ししてあります。後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、お手数ですが、通常総会議案書にお戻りいただきまして、A4判横通常総会議案の225ページをお開きください。

財産目録でございます。

財産目録（令和4年度）決算で、令和5年3月31日現在におけるものでございます。

1、現金の部は0円でございます。

2、預金の部は、普通預金総額で1億1,640万9,860円でございます。内訳は、ア、一般会計からキ、障害者総合支援法関係業務等特別会計まで、お示しのとおりでございます。

3、債権の部は0円でございます。

4、積立金の部は総額で19億5,431万9,022円でございます。普通預金が425万2,301円、定期預金が19億5,006万6,721円でございます。これらの資産につきましては、大口定期で6か月から1年の期間で安全かつ効率的な資産運用を実施しております。

積立金の内訳といたしましては、一般会計積立資産から障害者総合支援法ICT積立資産まで、金額につきましてはここにお示しのとおりでございます。

財産目録合計額は、20億7,072万8,882円でございます。

以上でございます。

○前田議長　ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

○塗木南九州市長　皆さん、お疲れさまです。

南九州市長の塗木でございます。

もう一人の監事である大崎町長の東さんと監査を実施いたしました。

東監事の御了解をいただきまして、私、塗木が監査報告をさせていただきます。

総会議案の227ページを御覧ください。

監査報告です。

結果報告書が次の229ページでございます。御覧ください。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和5年7月5日事務局において、令和4年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査をいたしました。その際、監査法人による監査報告も受けました。

その結果を下記のとおり報告します。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2名による予備監査も、令和5年6月27日事務局において行っています。

結果、1番目、令和4年度の事業は、おおむね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していると認めた。

2番目、預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で、監査報告を終わります。

○前田議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明と監事さんによる監査報告について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第23号から議案第29号は、原案どおり決定することといたします。

監事の塗木市長さん、ありがとうございました。

△議案第30号 財産の処分（令和5年度）について

- △議案第31号 令和5年度一般会計歳入歳出予算補正について
- △議案第32号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2回）について
- △議案第33号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- △議案第34号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- △議案第35号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- △議案第36号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

○前田議長 次に、議案第30号から議案第36号までは、令和5年度予算補正関係で関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、議案第30号財産の処分（令和5年度）についてから、議案第36号令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正についてまでの7件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○大村総務課長兼会計課長 A4判通常総会議案書の231ページをお開きください。

議案第30号は、財産の処分（令和5年度）について承認を求めるものでございます。

表中の積立資産の種類、国民健康保険財政調整基金積立資産から特定健康診査財政調整基金積立資産まで、ページをおめくりいただきまして、国民健康保険、後期高齢者医療のICT積立資産はお示しの処分額を令和4年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため取り崩すものでございます。

次に、令和5年度予算補正につきましては、A3判横の資料、右上に4/4ページと記載があります令和5年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。準備のほうをよろしく願いいたします。

議案第31号から議案第36号は、令和5年度の各会計の予算補正についてでございます。

議案第31号は一般会計で、予算補正額14億7,031万8,000円の増額、議案第32号は診療報酬審査支払特別会計（2回）業務勘定で、予算補正額8,392万9,000円の増額、同じく議案第32号支払勘定で、予算補正額14万円の増額、議案第33号は後期高齢者医療事業関係業務

特別会計業務勘定で、予算補正額3,879万円の増額、議案第34号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、予算補正額516万2,000円の増額、議案第35号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額1,725万4,000円の増額、議案第36号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、予算補正額221万円の増額でございます。

それぞれの予算補正の主旨でございますが、鹿児島県、鹿児島市から委託がありました医療機関等へエネルギー・食料品価格高騰分の一部に対する給付金支払事務に要する経費、令和4年度国保連合会等補助金等の実績額確定に伴う返還、令和4年度消費税額確定に伴う納付、4年度決算の実費弁償方式判定において剰余が生じたことから、令和5年度において保険者等から徴収する手数料の額から控除し返還するため、ICTの積立資産の洗い替え、繰越額の確定に伴う資産管理運用規程に基づく積立てなど、お示しのとおりでございます。

また、歳入歳出の主な内容につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

令和4年度剰余金返還について、別添資料、A3判横の資料1を御覧ください。

本会は、税務上の収益事業として、法人税の課税機関でございます。毎年税務署への実費弁償方式関係の収支計算で黒字になった場合に、その剰余金を翌年度において徴収する手数料の額から控除することで非課税扱いとなるものでございます。4年度は3会計において実費弁償判定で黒字となったことから、その剰余金を令和5年度の手数料で相殺し返還させていただくものでございます。保険者ごとの返還額は、資料1の保険者別一覧表にお示しのとおりでございます。4年度の手数料件数の割合で案分し算出させていただいております。手数料からの控除につきましては、8月請求分から2か月間で行う予定で、総会終了後に公文を送付させていただきます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第30号から議案第36号は、いずれも原案どおり決定することと

いたします。

△議案第37号 役員の改選について

○前田議長 次に、議案第37号役員の改選についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○大村総務課長兼会計課長 通常総会議案にお戻りいただきまして、A4判横通常総会議案の271ページをお開きください。

議案第37号は、役員の改選についてでございます。

理事の定数は12人でございます。任期は、令和5年第2回通常総会終結のときから令和7年第2回通常総会終結のときまででございます。

理事の選任につきましては、市長会から5人、町村会から5人、国保組合からお一人の計11人の推薦をいただき、会員外からのお一人を加えまして、ここにお示しの12人の方々を理事として提案するものでございます。

次に、監事でございます。

定数はお二人で、任期は理事と同様でございます。

監事の選任につきましては、ここにお示しのお二人を提案するものでございます。

272ページには、参考として現役員と新役員を掲載しております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は、原案どおり決定することによろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので議案第37号は、原案どおり決定することといたします。

以上で、予定された総会議案について終了いたしました。

本日は、首長はじめ県医師会の池田会長にも御出席いただいております、皆さんがおそろいになったせっかくの機会です。その他、議案等に直接関係ないものでも、御質問や御意見、提案など何かありましたらどうぞ挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定されました附議事項は全て終了いたしました。

皆様方、議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

○東園総務課庶務係長 前田理事長、ありがとうございました。

ここで御案内申し上げます。お配りしております、右上に別紙と書かれたA4判の用紙を御覧ください。市町村長の皆様に御参加いただきたい行事についてとある別紙でございます。

今年度もお示ししております行事につきまして、開催日時が決定しております。

1番目、国保トップセミナーについては、開催日時が令和5年11月1日13時から16時、場所はマリnpレスかごしまにて開催の予定としております。

内容につきましては、講演を3題予定しております。

2番目、国保制度改善強化全国大会につきましては、開催日時が令和5年11月13日、場所につきましては、東京都の砂防会館でございます。いずれにおきましても、市町村長の皆様の多くの御参加をよろしくお願いいたします。

(7) 閉 会

○東園総務課庶務係長 それでは、閉会に当たりまして、久木田常務理事が御挨拶申し上げます。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 本日提案をいたしました議案等につきまして、それぞれ承認・可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年度の事業につきましては順調に進めているところでございます。国や県の動向を踏まえ、県や市町村と関係機関との緊密な連携を図りながら、会員の皆様方の負託に応えるべく、役職員一体となって取り組んでまいります。

なお、6年度からの次期中期経営計画につきましては、デジタル化や医療DXへの対応など大きな変化が求められる中、さらに保険者の皆様の状況やニーズに対応していけるよう、連合会の再構築に向けた取組を整理し、御理解と御協力をいただきながら取組を続けていく必要があると考えておるところでございます。近々皆様の御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、次期役員について御承認をいただいたところでございます。平成30年から5年

間務めてまいりました常務理事を本日をもって退任することとなりました。国保を取り巻く状況が厳しい中、皆様には御理解と御協力をいただきながら、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも国保連合会に対します御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。（拍手）

○東園総務課庶務係長 以上をもちまして、令和5年第2回通常総会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後2時43分閉会

令和5年 第2回 通常総会

令和5年7月26日(水)

	氏名	出席			欠席		備考 (総会代理出席 予定者)	氏名	出席			欠席	備考 (総会代理出席 予定者)
		本人	代理	委任状					委任状	本人	代理		
鹿児島市	下鶴 隆央						南種子町	小園 裕康		○	○		副町長 小脇 隆則
鹿屋市	中西 茂		○	○		保健福祉部長 郷原 信一	三島村	大山 辰夫	○				
枕崎市	前田 祝成	○					十島村	肥後 正司		○	○		村民室長 本砥 貴子
阿久根市	西平 良将		○	○		健康増進課長 寺地 克己	大和村	伊集院 幼					
奄美市	安田 壮平		○	○		国保年金課長 久保 和代	宇検村	元山 公知					
出水市	椎木 伸一	○					瀬戸内町	鎌田 愛人					
伊佐市	橋本 欣也		○	○		副市長 森元 裕樹	龍郷町	竹田 泰典					
指宿市	打越 明司		○	○		国保介護課長 大牟禮 伸英	喜界町	隈崎 悦男					
西之表市	八板 俊輔		○	○		課長補佐兼国保年金 係長 山口 智広	徳之島町	高岡 秀規					
垂水市	尾脇 雅弥						天城町	森田 弘光		○	○		補佐兼係長 中島 博之
薩摩川内市	田中 良二						伊仙町	大久保 明					
日置市	永山 由高		○	○		副市長 井多原 章一	和泊町	前登 志朗					
曾於市	五位塚 剛		○	○		保健福祉課長 椋井 秀和	知名町	今井 力夫					
いちき串木野市	中屋 謙治		○	○		課長補佐兼保険給付 係長 大竹 和則	与論町	山元 宗					
南さつま市	本坊 輝雄		○	○		主査 下舞 幹滋	さつま町	上野 俊市		○	○		保健総括監 濱田 清美
霧島市	中重 真一		○	○		保健福祉部長 有村 和浩	湧水町	池上 滝一	○				
志布志市	下平 晴行						錦江町	新田 敏郎					
南九州市	塗木 弘幸	○					南大隅町	石畑 博		○	○		副町長 竹野 洋一
始良市	湯元 敏浩		○	○		主査 花田 菜津子	肝付町	永野 和行	○				
長島町	川添 健						屋久島町	荒木 耕治		○	○		健康長寿課長 塚田 賢次
大崎町	東 靖弘	○					医師国保 組	池田 琢哉	○				
東串良町	宮原 順						歯科医師 会	伊地知 博史					
中種子町	田淵川 寿広						鹿児島県	塩田 康一		○			国民健康保険課技術補佐 塩田 公子
小計		4	12		0		小計		4	7		0	
							合計		8名	19名		0名	

※出席者 27名

(うち、委任状による出席 0名)